

石木川の河川開発調査に関する覚書

長崎県東彼杵郡川棚町字川原郷、岩屋郷、木場郷（以下「甲」という。）と長崎県（以下「乙」という。）は石木川の河川開発調査に関し次のとおり覚書を取りかわす。

第1条 乙は、甲の同意を得て、石木川の河川開発のための地質調査（ボーリング5ヶ所、地震波試験8ヶ所）およびその周辺の地形測量を実施するものとする。ただし、調査内容を変更する場合はあらかじめ甲の了解を得なければならない。

なお、調査のため、物件に損傷をあたえた場合は、甲、乙話し合いの上処理することとする。

第2条 乙は地質調査等開始の時期を予め甲に明示し且、地質調査完了の予定時期を甲に明らかにするものとする。

第3条 乙は地質調査の公表説明の時期を甲に明らかにし、若し、地質調査が単年度に終らない場合甲が要求するときは、中間調査概況を公表説明するものとする。

第4条 乙が調査の結果、建設の必要が生じたときは、改めて甲と協議の上、書面による同意を受けた後着手するものとする。

甲と乙はこの覚書を誠意履行するための合意の証として本書5通を作成し記名捺印の上立会人を含め各々その1通を保有するものとする。

昭和47年7月29日

甲 東彼杵郡川棚町川原郷総代

川添信一



”

岩屋郷総代

松尾岩平



”

木場郷総代

楠本五郎



乙 長崎県知事

久保勘一



立会人 東彼杵郡川棚町長

竹村富次郎



石木川の河川開発調査に関する覚書

川棚町川原郷、岩屋郷、および木場郷（以下甲という）と川棚町長（以下乙という）は長崎県が行う石木川の河川開発調査に関し、次のとおり覚書を取りかわす。

第1条

石木川の河川開発調査に関して甲と長崎県知事との間に取りかわされた覚書はあくまで甲（地元民）の理解の上で作業が進められることを基調とするものであるから、若し長崎県が覚書の精神に反し独断専行或いは強制執行等の行為に出た場合は乙は総力を挙げて反対し作業を阻止する行動をとることを約束する。

第2条

甲と長崎県知事との間に取りかわされた覚書第2条によつて、甲によつて代表される地元関係者の完全な理解が成立してダム建設が行われることになつた場合は、長崎県は部落発祥以来の長い歴史と伝統と連帯が根底から覆えされることに思いを致し、甲の将来に対する不安を解消するため土木部以外の部課の協力も得て生活環境の整備等に万全の便宜供与を行うこと、また転雇業を余儀なくされるので現在の安定した生活から一転して不幸に陥ることのないよう、必要な向きには就職の斡旋を含めて巾広い愛情のある充分な補償の方途が講じられること以上について、乙は甲の立場に立つて長崎県に折衝しその実現に協力するものとする。

第3条

甲は長崎県知事の誠意と人間性を深く信頼し乙の協力を確信して、石木川の河川開発調査に関する甲と長崎県知事との間に取りかわす覚書に調印することを約束する。

甲と乙はこの覚書を誠意をもつて履行する証として本書4通を作成し、記名捺印の上各々その1通を保有するものとする。

昭和47年7月29日

甲 川棚町 川原郷総代 川添 信一 

甲 川棚町 岩屋郷総代 松尾 岩平 

甲 川棚町 木場郷総代 楠本 五郎

乙 川棚町長 竹村 寅次郎 